

令和7年度带状疱疹定期予防接種について



令和7年度より带状疱疹が定期予防接種(B類疾病)※1となりました。
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間に、65歳～100歳までの5歳刻みで、**過去に带状疱疹の予防接種を受けたことのない方**を対象に、定期予防接種の一部費用助成を行います。

※1 定期接種：带状疱疹予防接種は予防接種法のB類疾病の定期接種に位置付けられます。個人の重症化予防を目的としており、接種の努力義務はありません。

令和7年度定期接種対象者(対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

65歳	昭和35(1960)年4月2日～ 昭和36(1961)年4月1日	85歳	昭和15(1940)年4月2日～ 昭和16(1941)年4月1日
70歳	昭和30(1955)年4月2日～ 昭和31(1956)年4月1日	90歳	昭和10(1935)年4月2日～ 昭和11(1936)年4月1日
75歳	昭和25(1950)年4月2日～ 昭和26(1951)年4月1日	95歳	昭和5(1930)年4月2日～ 昭和6(1931)年4月1日
80歳	昭和20(1945)年4月2日～ 昭和21(1946)年4月1日	100歳	大正14(1925)年4月2日～ 大正15(1926)年4月1日

- ①年齢は上記の通り年度年齢となります。
- ②令和7年度に限り、101歳以上(大正14(1925)年4月1日以前に生まれた方)も対象です。
- ③上記の方に加えて、60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する方(身障手帳1級相当)も対象となります。

※対象者である証明として、医療機関に身分証(住居地、年齢がわかるもの)、③に該当される方は、身障手帳等をご提示ください。

【ご注意ください】

- ①過去に带状疱疹の任意予防接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外です。
- ②带状疱疹にかかったことがある方も、定期予防接種の対象になります。
- ③定期接種の対象者が、すでに一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として取り扱います。
(例)任意接種で組換えワクチンを1回目まで接種した場合
- ④带状疱疹の交互接種は求められません。
(例)組換えワクチンを1回目に接種し、2回目に生ワクチンを接種すること

自己負担額

ワクチンの種類	接種回数	接種スケジュール	自己負担額
生ワクチン	1回(皮下接種)	-	2,500円
組換えワクチン (不活化ワクチン)	2回 (筋肉内接種)	2か月以上の間隔を 置いて2回接種	6,500円/回

- 定期接種対象者で生活保護世帯の方は、無料です。
(西臼杵支庁で発行される生活保護受給証明書を医療機関へご提示ください。)

接種できる医療機関

医療機関名	電話	予約	生 ワクチン	組換え (不活化) ワクチン	備考
古賀医院	72-6178	要	○	○	事前に電話予約
佐藤医院	73-2010	要	○	○	事前に電話予約 接種日は水曜の午前中のみ
国見ヶ丘 病院	72-3151	要	-	○	入院・通院中の方に限る
高千穂町 国民健康 保険病院	73-1700	不要	○	○	かかりつけの場合は、 主治医に相談
高千穂産婦 人科診療所	82-2722	要	○	○	事前に電話予約 (男性も可) 毎週火曜/金曜 ①9時30分～11時30分 ②13時30分～15時30分
その他県内 医療機関	直接接種を希望される医療機関にお問い合わせください。				



○上記以外(宮崎県外等)で接種希望の方へ

接種の際に、保健センターから医療機関へ発行する依頼書が必要になります。**事前申請制**のため、接種前に必ず保健センターへご連絡ください。

※依頼書を発行するまでに数日かかります。接種日が決まりましたらお早めにご相談ください。

【成人・高齢者の予防接種に関する問い合わせ】

高千穂町保健福祉総合センター 健康づくり係 ☎0982-73-1717